

令和6年12月11日

洞爺湖町議会令和6年12月会議
追加議案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
議案第 29 号	洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第 30 号	洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 31 号	洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 32 号	洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 33 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 34 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 35 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 36 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 37 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 38 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 39 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第29号

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。））による改正後の議員報酬条例（以下「第1条改正後議員報酬条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第30号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（以下「特別職給与条例」という。））による改正後の特別職給与条例（以下「第1条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後特別職給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第31号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表中2級地の項を次のように改める。

2級地	26,000円	14,500円	9,800円
-----	---------	---------	--------

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第6項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

第2条 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第6項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に

改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）による改正後の給与条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 給与条例第17条第2項及び別表第1の改正規定 令和6年4月1日
 - (2) 給与条例第21条第2項及び第6項並びに第24条第2項の改正規定
令和6年12月1日

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100

	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		

	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94		299,400	347,400				
	95		299,700	347,800				
	96		300,100	348,200				
	97		300,300	348,400				
	98		300,600	348,800				
	99		301,000	349,200				
	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

議案第32号

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の改正規定（洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「給与等条例」という。）による改正後の給与等条例（次項において「改正後給与等条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後給与等条例の規定を適用する場合には、この規定による改正前の給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

別表（第4条関係）
 会計年度任用職員給料表

職務の級 1級					
号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
	円		円		円
1	183,500	32	228,900	63	249,100
2	184,600	33	230,000	64	249,400
3	185,800	34	231,100	65	249,700
4	186,900	35	232,200	66	250,000
5	188,000	36	233,300	67	250,300
6	189,700	37	234,400	68	250,600
7	191,300	38	235,400	69	250,900
8	192,900	39	236,400	70	251,200
9	194,500	40	237,300	71	251,500
10	196,200	41	238,200	72	251,800
11	197,800	42	239,100	73	252,100
12	199,400	43	239,900	74	252,400
13	201,000	44	240,700	75	252,700
14	202,700	45	241,400	76	253,000
15	204,400	46	242,000	77	253,300
16	206,100	47	242,600	78	253,600
17	207,400	48	243,200	79	253,900
18	209,000	49	243,800	80	254,200
19	210,600	50	244,400	81	254,500
20	212,100	51	245,000	82	254,800
21	213,600	52	245,500	83	255,100
22	215,200	53	246,000	84	255,400
23	216,800	54	246,400	85	255,700
24	218,400	55	246,700	86	256,000
25	220,000	56	247,000	87	256,300
26	221,700	57	247,300	88	256,600
27	223,000	58	247,600	89	256,900
28	224,300	59	247,900	90	257,200
29	225,600	60	248,200	91	257,500
30	226,700	61	248,500	92	257,800
31	227,800	62	248,800	93	258,100

議案第33号

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,300,349千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		59,873	683	60,556
	1. 議 会 費	59,873	683	60,556
2. 総 務 費		892,233	1,418	893,651
	1. 総 務 管 理 費	853,640	1,418	855,058
3. 民 生 費		1,775,572	18,540	1,794,112
	1. 社 会 福 祉 費	1,164,496	2,264	1,166,760
	4. 児 童 福 祉 費	181,904	413	182,317
	5. 保 育 所 費	217,349	15,863	233,212
4. 衛 生 費		900,818	172	900,990
	1. 保 健 衛 生 費	232,124	172	232,296
6. 農 林 水 産 業 費		172,590	996	173,586
	1. 農 業 費	108,064	996	109,060
7. 商 工 費		340,090	908	340,998
	2. 観 光 費	283,151	908	284,059
8. 土 木 費		1,069,035	2,885	1,071,920
	2. 道 路 橋 梁 費	379,485	2,885	382,370
9. 消 防 費		431,637	290	431,927
	1. 消 防 費	431,637	290	431,927
10. 教 育 費		441,388	6,831	448,219
	1. 教 育 総 務 費	130,976	2,059	133,035
	2. 小 学 校 費	80,875	689	81,564
	3. 中 学 校 費	65,707	275	65,982
	4. 社 会 教 育 費	72,567	2,032	74,599
	5. 保 健 体 育 費	91,263	1,776	93,039

議案第34号

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		33,252	524	33,776
	1. 総務管理費	32,034	524	32,558
8. 予備費		6,438	△ 524	5,914
	1. 予備費	6,438	△ 524	5,914
歳出合計		1,221,777	0	1,221,777

議案第35号

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,844千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,335,034千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		28,304	1,844	30,148
	1. 総務管理費	20,129	1,844	21,973
3. 地域支援事業費		54,915	0	54,915
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	19,783	△ 814	18,969
	2. 包括的支援事業費	35,132	814	35,946
歳出合計		1,333,190	1,844	1,335,034

議案第36号

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第37号

令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支 出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	311,882	0	311,882
第1項 営業費用	295,983	911	296,850
第2項 営業外費用	10,936	0	10,936
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	4,962	△911	4,095

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	17,767	911	18,678

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第38号

令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業費用	88,176	0	88,176
第1項 営業費用	81,527	307	81,834
第2項 営業外費用	4,354	0	4,354
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	2,294	△307	1,987

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	8,021	307	8,328

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第39号

令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出） (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	593,433	0	593,433
第1項 営業費用	569,159	213	569,372
第2項 営業外費用	21,209	0	21,209
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	3,064	△213	2,851

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	40,388	213	40,601

令和6年12月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明